（様式１）

公募型プロポーザル参加資格確認申請書

　　令和　　年　　月　　日

　広　島　県　知　事　様

　　（こども家庭課）

　　代表者職氏名

（担　当　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（電子メール　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　令和７年８月７日付けで公告のあった次の公募型プロポーザルに参加したいので、必要書類を添えて申請します。

　なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、公募型プロポーザル参加資格要件を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

　業務名：令和７年度広島県児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーン事業業務

|  |
| --- |
| 委託・役務業務の競争入札参加資格業者番号 |
|  |

　　　　　　　　　　　　※公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、

委託・役務業務の競争入札参加資格業者番号を記載する

こと。

（様式２）

会社概要説明書

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 所在地 | 本　社 | 住　　所電話番号 |
| 広島県内支社等 | 住　　所電話番号 |
| 設立年月日 |  |
| 資本金 |  |
| 従業員数 |  |
| 事業内容 |  |
| 会社の特色等 |  |

※企業・団体パンフレット（会社概要）等を添付してください。

※所定の記入欄に書ききれない場合は、別紙に記入・添付してください。

　（様式３）

令和　　年　　月　　日

　広島県健康福祉局こども家庭課　宛

　Eﾒｰﾙ　fukatei@pref.hiroshima.lg.jp

ﾌｧｯｸｽ　082-502-3674

会 社 名

代 表 者

所 在 地

担 当 者

連 絡 先　(電話)

 　　　　(FAX)

 　　　　(ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ)

公募型プロポーザル説明会参加申込書

　令和７年度広島県児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーン事業業務委託に係る企画提案募集説明会に、次のとおり参加を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　名 | 氏　　　　名 |
|  |  |
|  |  |

　（参加は２名までとする。）

（様式４）

仕様書等に対する質問書

令和　　年　　月　　日

　　広　島　県　知　事　様

（こども家庭課）

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| メールアドレス |  |

　業務名：令和７年度広島県児童虐待防止（オレンジリボン）キャンペーン事業業務

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 |  |

電子データの保存等に関する申出書

　　　　年　　　　月　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名又は法人名等）

　今回の入札等の結果により、　　　　から委託された場合の業務に関して、電子データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １　電子データの保存に使用する媒体等の名称 |  |
| ２　電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地 | □　日本国内のみ□　日本国外（全部又は一部）　　　（国名：　　　　　　　　　　） |
| ３　クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無 | □　有□　無 |
| ４　再委託等の有無※　今回委託予定の業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいいます。）。 | □　有□　無 |

　【注記事項】

１　この申出の内容は、入札等の結果に影響しませんが、電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。

２　再委託等を行う場合には、あらかじめ発注者の書面による承諾を得る必要があります。

３　入札等の結果に基づき契約の相手方となった場合、契約時に別途「電子データの保存等に関する届出書」により、オンラインストレージの利用先等の具体的な名称を届け出る必要があります（再委託先等がある場合には、再委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。）。